

やらないリスクが本当は怖い！
システム開発時に必須の
知的財産に関する確認工程

北摂国際特許事務所
代表弁理士 福永正也

で、福永正也って何者？

- 元帆船日本丸の設計者
- その後、SEとして大小多数のプロジェクトに
参画
- ホストから、WS、Windowsまで
- ソフトウェア関連発明のスペシャリスト

開発時の発明の種

- 何に困ったか
- 今までと何を変えたか
- 単なる組み合わせか
- 手作業をシステム化しただけか

先行文献の調査の必要性

- まずは特許侵害の可能性調査
- 次に権利化の可能性調査
- 最後に市場調査

侵害しているか否か

- 基本は「請求項」の記載
- 明細書の記載でどこまで限定されているか
- 権利化の前の庁とのやりとりも確認する

権利化できるか

- 基本は「発明の詳細な説明」の記載
- まずは同一記載を探す
- すべての構成要素にはこだわらない。
- 解決課題の確認

J-platpatを使ってみよう

- 宅配便の配車を管理する配車管理システムを例に挙げてます。
- キーワードだけだと・・・
- Fタームの活用

ネーミングの本質

- ネーミングは科学→センスではない！
- 機能と感情との関係
- 既視感と新奇性

商標と商品及び役務

- ・ 名前を何にどう使うのか
- ・ ロゴと名前
- ・ 商品及び役務の指定に応じて権利の広狭が

商標を調査するには？

- ・ 商標が類似、商品及び役務が類似なら侵害
- ・ 商品及び役務は区分が違ってても類似はある！
- ・ まずは、称呼から探す

画面デザインが保護される

- ・意匠法の改正案が参議院を通過
（施行日は未定）
- ・重要ポイント
画像デザインが保護対象に

画面デザインが保護される

（従来）

意匠は「物品」のデザイン

→ネットワーク経由で表示される画像は保護の対象外（端末にインストール必須）

（改正後）

画像デザインは「物品」の枠を取り払う

→オンラインゲームであっても画像は保護対象

画面デザインが保護される

- ・現在も画面デザインは多数登録
→あくまでも単体の装置の画面
- ・類比判断は
→画像部品の大きさと配置
類似範囲は通常の意匠よりも狭い！

画面デザインが保護される

- ・単なる装飾的なデザインは不可
- ・機器の機能に関連しないようなデザインも不可
- ・画像デザインでは、機能との関係が重要

画像意匠公報検索支援ツール

The screenshot displays the 'Graphic Image Park' website interface. At the top, the title '画像意匠公報検索支援ツール' is prominently displayed. Below the title, the website's header includes the logo and name 'Graphic Image Park'. The main content area features a search interface with a central 'Drag&Drop' area for image uploads. To the right, there are several filter and search options, including 'モードを選択' (Select Mode) with radio buttons for '標準' (Standard), '単一部分' (Single Part), and '複数部分' (Multiple Parts); '絞り込み条件を選択' (Select Refinement Conditions) with radio buttons for '特定しない' (Specify None), '出願日' (Filing Date), and '公開発行日' (Publication/Issuance Date); and '検索条件' (Search Conditions) with input fields for '検索' (Search) and '絞り込み' (Refinement). Below the search area, there are sections for 'ご利用になる前に必ずお読みください' (Please read carefully before using), 'お知らせ' (Notice), and 'アンケート' (Survey). The footer contains the logo of the National Center for Intellectual Property and the text 'Copyright(c) 2015 JPO and INPIT'.

さいごに

- ・法律は完全じゃない！
- ・相談すべき専門家を見極める方法

ご清聴ありがとうございました！